

# 総務常任委員会

平成30年8月27日午前9時00分から第1会議室で開かれた。

## 1. 出席委員

◎小村 尚己	○平川 理恵	宮崎 和彦
嶋田 善行	井上 卓也	木澤 正男
伴 議 長		

## 2. 理事者出席者

町 長	中西 和夫	副 町 長	乾 善亮
教 育 長	藤原 伸宏	総 務 部 長	加藤 惠三
総 務 課 長	仲村 佳真	同 課 長 補 佐	大野 彰彦
同 課 長 補 佐	福田 善行	まちづくり政策課長	安藤 容子
同 課 長 補 佐	曾谷 博一	同 課 長 補 佐	福井 まり
同 係 長	岡山真由美	財 政 課 長	福居 哲也
同 課 長 補 佐	柳井孝一朗	税 務 課 長	本庄 徳光
同 課 長 補 佐	竹山 潔	会 計 管 理 者	面卷 昭男
監 査 委 員 書 記	山崎 篤	教 委 総 務 課 長	安藤 晴康
同 課 長 補 佐	岡村 智生	同 課 長 補 佐	田中 弘二
生涯学習課長	栗本 公生	同 参 事	平田 政彦
同 課 長 補 佐	大塚 美季		

## 3. 会議の書記

議会事務局長	真弓 啓	同 係 長	岡田 光代
--------	------	-------	-------

## 4. 審査事項

別紙のとおり

開会（午前9時00分）

署名委員 木澤委員、平川委員

委員長

おはようございます。

全委員出席されておりますので、ただいまから、総務常任委員会を開会し、本日の会議を開きます。

初めに、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

（ 町長挨拶 ）

委員長

最初に、本委員会の会議録署名委員を私より指名いたします。

会議録署名委員に、木澤委員、平川委員のお二人を指名いたします。お二人にはよろしく願いいたします。

本日予定しております審査案件は、お手元に配付しておりますとおりでございます。

初めに、1. 継続審査を議題といたします。

（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、理事者の報告を求めます。 平田生涯学習課参事。

生涯学習  
課参事

それでは、1. 継続審査（1）斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについて、報告させていただきます。

はじめに、斑鳩町文化財活用センターの運営についてであります。

去る7月21日（土）に、斑鳩文化財センターにて開催しました法隆寺ゆかりの都市文化交流協定締結1周年記念展示会「法隆寺食封で結ばれた文化交流展 ―法隆寺がつなぐ各地域の古代の様相―」の開会式につきましては、伴議長、小村総務常任委員会委員長様をはじめ、議員のみなさま方にはご出席を賜り、誠にありがとうございました。

当展示会は、7月21日から9月2日までを会期として、奈良時代に法隆寺の食封が設定された兵庫県の姫路市と朝来市、神奈川県小田原市、群馬県高崎市の4市と当町との間で「法隆寺ゆかりの都市文化交流協定」が締結されましたことを記念して開催しているもので、法隆寺や当町の歴史

資料のほか、各地域の飛鳥時代から奈良時代にかけての歴史資料をお借りして展示しております。

また、同日の午後には、「法隆寺食封 歴史講演会」を開催し、元近畿大学教授の大脇潔先生の記念講演の後、4市の文化財専門職員よる各市の歴史・文化についてのご講演をしていただきました。参加者は100名でありました。

次に、「こども考古学教室」の開催についてであります。

毎回、多くの参加者を得て好評の「こども考古学教室」を、今年も小学生が参加しやすい夏休み期間中に実施しております。

今年の「こども勾玉づくり教室」につきましては、8月5日に開催し、親子20組・37名の方にご参加いただき、「こども鏡づくり教室」につきましては、8月19日に開催し、親子9組・20名の方にご参加していただいたところであります。

次に、史跡中宮寺跡整備検討委員会についてであります。

去る7月30日に開催しました委員会では、これまでの史跡中宮寺跡の調査・整備に係る事項についてご報告を行いました後に、これまでをふりかえって、今後の史跡中宮寺跡の保存や活用について各委員よりご提言を賜ったところであります。なお、この史跡中宮寺跡整備検討委員会につきましては、その目的を達しましたことから、今回の開催にて解散となっております。

また、史跡中宮寺跡の北側において実施しております道路建設にともなう事前の発掘調査につきましては、7月30日に開催しました先ほどの史跡中宮寺跡整備検討委員会におきましても、ご指導していただいたところではあります。今回検出しております遺構の取扱いにつきましては、今後、文化庁、奈良県と協議を進めてまいりたいと考えております。なお、これらの経緯につきましては、今後当総務常任委員会にてご報告させていただきますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、平成26年度より奈良大学と共同で進めております、夏期における古墳の墳丘測量調査についてであります。

今年度は、梵天山古墳群で、法隆寺の北方にある古墳群でございますけれども、奈良大学の豊島直博教授と奈良大学の学生により、数基の古墳の墳

丘とその周辺の地形を測量する調査を、8月20日から31日までを調査期間として着手されているところであります。

以上、斑鳩町における歴史的史跡等の発掘調査、整備保存に関することについてのご報告であります。どうぞよろしくお願い申し上げます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 中宮寺の史跡跡の検討委員会がこれで最後ということで、今後の活用のことについて、どんな意見を出してくれはったんか、ちょっとお聞かせいただけますか。

生涯学習  
課参事 この、当総務常任委員会でもまちづくり政策課からご報告させていただいておりますような、いかるがマルシェというような、ああいっただけの広い敷地を今後どのように、皆さんに愛されるような場所にしていくかということで、今後そういうような知恵をしぼってイベント等の企画をしていってくださいということもございます。もちろんその裏には、史跡等をもっといろんなことを来てもらうように、ということもございますので、今後、事務局としては来年度に向けて考えていきますということで会議を終えておりますけども、史跡等の、史跡中宮寺跡というものの広報につきましても、今後どのようなことをすれば皆さんに知っていただけるか、愛していただけるかということで検討していくということを考えております。以上であります。

木澤委員 以前から計画されておりますマルシェについては具体的に進んでいるものですが、それ以外の部分については特段今の段階でですね、こういうふうに通じてイベントをやるのか、ちょっとまだその辺は具体的ではないんですけども、物はまだ今の段階では見えてないということで、今後の活用については、やはりあそこはせつかく整備してですね、年間の維持費も結構かかりますし、もちろん古墳としての魅力を発信していただくというのと、それ以外に子どもさんに活用していただけるようなスペー

スがあったりというようなものもありますので、そののところもやっぱり、総合的に今後活用していけるようにですね、また、まちづくり政策課の方とも連携していただいて、また活用について具体化を進めていっていただきたいなと思いますので、お願いしておきます。

委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、これをもって、質疑を終結いたします。  
継続審査については、報告を受け、一定の審査を行ったということで終わります。

次に、2. 各課報告事項を議題といたします。

(1) 町立幼稚園保育料における負担軽減策の一部適用漏れ事案の発生に伴う再発防止策及び負担軽減策適用に伴う償還の状況について、理事者の報告を求めます。 加藤総務部長。

総務部長 おはようございます。

それでは、各課報告事項の1番目、町立幼稚園保育料における負担軽減策の一部適用漏れ事案の発生に伴う再発防止及び負担軽減策適用に伴います償還の状況について、ご説明をさせていただきます。

資料の1の方をよろしく願いをいたします。

町立幼稚園保育料における負担軽減策の一部適用漏れ事案の発生を受け、再発を防ぐことを目的といたしまして、これまで実施いたしました対応につきまして、ご報告を申し上げます。

はじめに、「1 法令遵守の徹底について」といたしまして、法令遵守の徹底について職員同士で確認しあい、互いにもう一度心に留め、全員一丸となって再発防止に向けた組織・職場環境づくりに取り組むため、次の3つの対応を実施したところでございます。

1つといたしまして、「①町職員に対する意識啓発」についてでございますが、本年6月14日付で、全職員宛に、法令遵守の徹底を内容とした

文書を発出いたしまして、全職員に対する意識啓発を行っております。

2つとして、「②研修の実施」についてでございますが、7月2日に弁護士資格を有する外部講師を招き、特別職及び部課長級職員を対象に、コンプライアンス研修を実施し、普段の業務において、コンプライアンスの観点から最も注意すべき事項はどのようなことであるかなどについて、講義を受講することにより、特に、管理職員に対する意識啓発を行っております。

3つといたしまして、「③公益通報制度における公益通報先の拡大」についてでございますけれども、法令違反などの事実行為に対する公益通報先について、これまで、町長又は外部有識者である相談員のいずれかに行うこととしておりましたが、「斑鳩町公益通報に関する要綱」を改正をいたしまして、公益通報先に、公益通報委員会の委員であります副町長、教育長等を加えることにより、内部牽制を一層働かせるとともに、より通報又は相談を行いやすい改正と、制度といたしまして、7月1日から施行をしております。

次に、「2 職場内コミュニケーションの活性化について」でございますが、風通しの良い職場環境・風土を築き上げるため、人事評価の面談制度等を活用し、所属長と所属員間において、また、日ごろから職員間において、積極的な意見交換を行うことにより、気兼ねがなく活発に議論ができる関係の構築を図るよう努めることとしております。

こうした対応を、今後、職員一人ひとりが実践することによりまして、組織全体として、再発防止に努めてまいりたいというふうに考えております。

また、住民への説明責任を果たしていくため、町的意思決定過程を含む公文書の作成のあり方について、検討してまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくご理解を賜りますようお願いをいたします。

続いて償還状況につきましては、安藤課長の方からご説明をさせていただきます。

委員長

安藤教委総務課長。

教委総務  
課長

続きまして、負担軽減策適用に伴う保育料償還の状況につきまして、ご報告をさせていただきます。

6月の町議会定例会最終日に予算補正をさせていただき、あわせて、幼稚園保育料等の減免を定めた規則の改正を行いました。また、保護者の皆様には保育料償還の手続きに係る案内文書を送付し、順次、保育料の償還を行ってまいりました。

8月17日現在の償還の状況であります。償還済額は1,345万6,969円、償還予定額に対する執行率では93.9%となっております。また、世帯数では216世帯に対しまして、195世帯について償還を終えております。また、還付加算金として314,400円を支給しております。なお、償還を終えていない世帯につきましては、引き続き、償還に努めてまいります。

また、現在、規則で定めております保育料、及び入園料の減免規定につきまして、条例により定めてまいりたいと考えており、今年度中に斑鳩町立幼稚園保育料及び入園料徴収条例の改正議案を上程させていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

以上、町立幼稚園保育料の負担軽減策適用に伴う保育料償還の状況についてのご報告とさせていただきます。

委員長

報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員

まずその返還の状況ですけれども、93.9%ということですが、残りの方ってというのはどういう状況の方なんでしょうか。

委員長

安藤教委総務課長。

教委総務  
課長

再度案内をお送りしましてですね、提出をいただくように、手続きを取っているというところがございますが、一部転出をされている方もおられますので、そういった方につきましても、引き続き連絡を取るなどして早期に償還に努めてまいりたいと考えております。

木澤委員 提出をしてもらうっていうのは、減免申請を出してくださいという方法  
でお願いしているということですか。

教委総務 世帯、所得の状況の確認、必要でございますので、確認するための同意  
書をご提出いただいております。その手続きをとっていただくように改め  
てお願いしてまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 文書でご案内等していただいていると思うんですけど、この件に関して  
町民さんからわれわれもいろんなご意見いただきますけども、直接保護者  
の方からとか、いただいたご意見とかはありますか。

教委総務 件数は少ないですけれども、なぜこういうことが起こったのかという問  
い合わせは当初ございました。

木澤委員 今回こういう形で再発防止ということで、教訓を上げてですね、対応を  
しようということをされていますけれども、私この件、また一般質問させて  
いただこうかなと思ってはいるんですけども、こうして報告いただく中で、  
まずですね、議員懇談会の段階で前町長に対してですね、前町長から「私  
はそんなこと聞いてないよ」というようなことを言ってはるっていうのを  
町として聞いているということで、こういう対応を進めておられると思う  
んですけども、その点については町の方で確認されているんですかね。前町  
長に対しては。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 前町長の考え方につきましては、代理人を通じまして申し出を受けてい  
るところで確認をさせていただいております。

木澤委員 もともとですね、5月でしたかね、の総務常任委員会の中で、一番最初  
に議会に対して報告をいただいた時には、前町長に対して法改正に基づい

て減免手続等規則の改正が必要だという説明をしたけども、結局それを必要ないという返事があったということで、それを聞いている限りでは前町長がですね、報告は受けたけども必要ないというふうにおっしゃったというふうに私はとらえたんですけども、今回そういうふうに聞いていなかったという返事が、返事っていうんですかね、代理人を通じて町の方にあったということで、町としてはこの問題について、原因の発端、なぜこういうことになったのかということについてはどう考えてはるんでしょうか。

ちょっと責任ある方で3役か総務部長、答弁してください。

委員長 乾副町長。

副町長 この件については、前町長と担当者のやり取りの中で口頭のやり取りだったということでございますので、担当がそういうふうに説明をしてということで、最初はそういう説明をさせていただいております。ところが代理人通じてそういう形で前町長が、そういう説明を受けたことがないという確認をしておりますけれども、町としては口頭ですけれども、全町長には説明をしているということでございますので、その辺の当然確たる証拠っていうんですかね、文書的なやり取りの残ったものがないと、根拠的なものがないということでございますので、口頭でのやりとりということでございますので、これについては向こうの主張とこちらの申し上げたことと食い違うというところでございます、これはもう、向こうがそういう意識でおられるということで確認をとっておりますので、これについてはそれ以上追及はできないのかなというふうに思っております。

木澤委員 6月議会の最終日に補正予算の議決をする際にですね、他の議員からも町から訴訟をする意思はないのかということで、その段階では担当の顧問弁護士と相談をしているということで、返事はなかったんですけども、今のお話を聞かせていただくと、なかなか証拠っていうんですかね、がないのかなっていうふうには受け止めるんですけども、町としてこの件で前町長に対して訴訟するのかということで問われていましたけども、その点については町としてはどういうふうに考えておられるんでしょうか。

副町長

先ほど言いましたように、確たる文書的なやりとりの証明がない、証拠がないということでございますので、当初から顧問弁護士には相談をさせていただいておりますけれども、そういった確たるものがあれば、訴訟してということではできたと思うんですけど、そういうものがないという中で、それを訴訟、今後維持していくのは困難ではないかということと、訴訟することによって、新たな公金の支出が発生するというところでございますので、そういうことをしてまでも訴訟するという相当性については認めがたいということで今回訴訟には踏み込まないという結論に達したということでございます。

木澤委員

結局言うた言わへんだということにとどまってしまうということ、再発防止策の中でも意思決定の、とか、公文書作成の状況なんかを明確化していくということでおっしゃってますけども、それは当然今後のこととして必要であるというふうに思うんです。

それでですね、1つ出していただいた策の中でですね、公益通報制度の改正ということで、もうすでに7月1日から、これまで町長と外部の弁護士の方を対象にしていたものを、管理職も含めて広げるということで、こう対応されているんですけども、窓口が広がるということはいいことだという風に思うんですけど、よそなんか聞いていますと、公益通報受ける方の第三者委員会みたいなものを作ってですね、そこで検討して町長なりに答申を返すというような方法でされているところが多くて、内部のことなので、窓口は広げたというても、直接業務に携わるような上司ですね、ここに出ている管理職の方になりますんで、言いづらいとか、そういうことも考えられないのかなというふうに思うんです。これについてはちょっと研究していただきたいなというふうに思うんですけども、そういうふうに第三者委員会をつくって公益通報をしていただくようなシステムっていうのは、私は必要ではないのかなとは思いますが、それに関わって維持経費なんかも発生してくることだと思いますんで、そこらへんは調査していただいてですね、今回のことも教訓にさせていただいて、今後、公益通報についてはきちっと職員さんの、なんて言うんですかね、権利っていうん

ですか、身分も守れるような形でですね、しかもやっぱり間違っていると思うことだったりとか、違うと思うようなことなんかは、意見を出しやすいような体制っていうのが必要かなというふうに思いますんで、それはちよっとお願いしておきたいと思います。とりあえず以上です。

委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。 嶋田委員。

嶋田委員 町長にご報告された、当時の町長にご報告されたんは、口頭でご報告されたんですか。教育長なりの判をもらって書類であげると、そういうことはされなかったんですか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 口頭で説明を申しあげております。その際には文部科学省のリーフレット、また説明用のまとめた資料を用意して口頭で説明をいたしました。

嶋田委員 これ幼稚園のことなんで、教育委員会の所管なんですけれども、そしたら直接町長にあれするんやなしに、教育長等にはご報告されておられたんですか。

教委総務課長 教育長にも同様に説明の方させていただいております。

嶋田委員

そしたら教育長はどのようにおっしゃってたんですか。  
最初の説明の段階で。

教委総務課長 当然改正が必要なものであるというような認識をもっておられました。

嶋田委員 そしたらその当時の町長に「そんなことは必要ない」と言われたということで、そのことを教育長には、その当時の教育長には報告されなかったんですか。

教委総務課長 その町長に、私が説明に行った後、教育長にですね、そういったことが必要ないというようなことであつたということで、教育長には報告をしております。

嶋田委員 先ほど副町長が、前町長に問い合わせると代理人を通じて返答があつたということなんですが、副町長、その当時の副町長、またその当時の教育長には確認はとられておられないんですか。

委員長 乾副町長。

副町長 確認はとっておりません。

嶋田委員 どうしてなんですか。内部でいろいろ聞いておられるんでしょ。

副町長 これは最終、前町長の最終の判断ということでございますので、これも前町長に直接確認したわけではございませんけれども、代理人からそういう形で通じて意思表示があつたということでございますので、トップである前町長の意思確認をしたということでございますので、あえて前の教育長、あるいは副町長には確認はいたしておりません。

嶋田委員 ということは、基本的には前町長があかん言うたら、もうあかんのはわかってたと。そやからただ町長にだけ確認すると、そのブレーンである副町長なり、教育長なりには確認してなかったということですね。それは前町長の組織自体がおかしかったのではないかなと私は思います。

それとですね、昨年11月に町長が代わられたということで、その時点で教育委員会はこの国からの文書についてのご報告はされたんですか。

教委総務課長 今年、今年度の減免の内容を検討する中でですね、現在の町長また教育長に相談をさせていただいたということでございます。

嶋田委員 それはそんでええんですけどね、これ国からの法改正でせなあかんとい

う認識を持っておられたら、前町長の時にはそんな必要ないと言われてんけども、新たに町長が誕生されたということであれば、その新たな町長に言うべきではなかったんですか。

教委総務課長

はい、おっしゃるとおりであると思います。

委員長

平川委員。

平川委員

まず、前町長に確認をしたっていう、その確認の方法なんですけど、なんか文書か何かで確認したいっていう通知をされたということなんですか。それと向こうからの返答の方法も文書で返ってきたということですか。

委員長

加藤総務部長。

総務部長

前町長の代理人を通じて申し出を受けたということで、詳細につきましては個人情報に関係がございますので、答弁の方は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

平川委員

どういう方法で確認したかっていうことも、個人情報になるんですか。

総務部長

具体的な内容につきましては、個人情報に該当するということでございますので、答弁の方は差し控えさせていただきたいというふうに思います。

委員長

暫時休憩いたします。

( 午前9時30分 休憩 )

( 午前9時47分 再開 )

委員長

それでは、再開いたします。 平川委員。

平川委員

向こうの意思表示の確認の方法なんですけど、うちの方からどういう形で

意思を確認したのかというところ。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 確認の方法でございますけれども、町からは意思確認の準備は進めておりましたけれども、進めている間で前の町長の代理人を通じましてそういった意思表示をされているということ把握をさせていただいたということでご理解をいただきたいというふうに思います。

平川委員 あともう1点、今回再発防止策を出されたというところで、原因を勘案してこの再発防止策をつくられたと思うんですけれども、この中でどういう経緯で町長に説明をしたのかっていうことを記録として町の方は残しておられたのかどうなのかっていうのは、紙か何かで。

教委総務課長 記録という形では残しておりませんでした。

平川委員 もし、聞いたとしたら何月何日にどういう説明をしたということを言えるようなメモというか、そういうものはあるんですか。

教委総務課長 手帳等にもそういうメモは残しておりません。

平川委員 今回訴訟、先ほどの説明の中で、訴訟を起こした場合に、証拠がないので訴訟を維持することができないということで、顧問弁護士の方からも言われたのでっていう話、説明だったんですけれども、この再発防止策を作る中で、今後こういうことがないようにっていうのは、もちろんそうなんですけれども、そうした事態があった時に、訴訟が耐えられるような記録っていうのをきちんと残しておくということも、必要な再発防止策じゃないのかなと思うんですけれども、そのあたりはいかがですか。

委員長 加藤総務部長。

総務部長      こちらの資料につきましては、主にこれまでの行ってきた対策等についてまとめさせていただくというところと、あとご説明の中で最後でございますけれども、申し上げましたけれども、やはりこういった住民の方への説明責任ということもございますので、こういった町の意味過程を含む公文書の作成のあり方につきましては、今後きっちり検討の方していきたいというふうに考えております。

平川委員      ということは、いつ誰にどういう説明をしてどういう返事が返ってきたかっていうような、そういうところも、公文書として残しておくということですか。

委員長          乾副町長。

副町長          今、おっしゃったように、経過報告も含めて経緯ですね、含めて記録を残しておくということをやっているということ、今、口頭では職員にはそういう話をさせてもらって、重要な案件についてはそういうふうな経緯を残しているということ、今、部長が申し上げましたように、きっちりとしたマニュアル的なものをつくっているということ、部長は説明しておりますので、口頭では重要な案件については当然、これまでそういう形で残してこなかったことが、こういうことになっておりますので、そういうことのないように、今後きっちりと経緯を残しておこうということで、そういう形で進めていきたい。

委員長          他になにか質疑、ご意見があればお受けいたします。      伴議長。

議 長          あまりこれに関しては、非常に難しい部分があると思いますねんけど、最初まあ言えば、教育長にこれ、国からの指示っていいですか、法令が変わった、それによって、教育長に相談したら教育長は「変更せなあかん」とおっしゃられたと。そして次、町長に相談されたら「する必要はない」と。もう1度教育長に相談したら、その時はもう仕方ないなということをおっしゃられたか、もう1つ確認したいんですけど、もう1度俺の方から

言いにいってくるわとか、そういうことはなかったですか。その1点ちょっと教えてください。

教委総務課長 教育長は、町長がそういうふうにおっしゃっているんだったら、やむを得ないというような判断をされました。

委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、次に、(2)斑鳩町民体育大会の今後の方針について、理事者の報告を求めます。 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 生涯学習課から、斑鳩町民体育大会の今後の方針につきまして、先日、地区代表者・役員の方を対象に開催をいたしました町民体育大会に関する協議の内容を含めまして、ご報告を申しあげます。

去る2月25日の斑鳩町民体育大会自治会説明会におきまして、今後の町民体育大会のあり方につきましては、第60回大会終了後に、再度、協議の場を設けることとなっておりました件につきまして、7月14日(土曜日)に、地区代表者・役員の方にお集まりをいただきまして、協議を行いました。

当日は、12の地区から24名の代表・役員の方にお集まりをいただき、第60回大会の結果に続きまして、今後の町民体育大会のあり方について、意見聴取を行ったところであります。

各地区からは、開催場所や開催時期を変更する案や競技種目をもっと魅力あるものにといった意見、さらには、不参加地区をなくすために地区割りを再編してはどうか、といった大会を継続するための意見が出された一方、選手や参加者集めには限界を感じており、大会が継続されても不参加になる可能性が高い。また、20年前から出場選手は変わっておらず、高齢化してきているので、近い将来参加できなくなる。あるいは地区内で協議した結果、町民体育大会はやめた方がいいという意見が多かったなど、

大会継続に否定的な意見も出されたところであります。

そうしたなかで、町からは、大会継続の一つの方法として、これまでの町主導の運営から、地区代表や役員の方が中心となり、町はそれをバックアップするような運営方法への移行も提案するなどいたしました。合意は得られず、最終的に会議のなかで出された意見を踏まえ、町が最終的な方針を示せば、その意向に従うということでもとまり、会議を終えたところであります。

会議終了後、町におきましては、会議で出された意見、特に大会を存続するための提案につきまして、その実現性などを検討いたしました。いづれの提案も、参加地区や参加者の減少を食い止めるような抜本的な改善にまで結びつかないものと判断し、当初の方向性のとおり、これ以上、町民体育大会の発展は難しく、一定の役割は果たせたものとして、平成30年度、第60回大会をもちまして、町民体育大会は終了させていただきたいと考えているところであります。

なお、今後は、各自治会長や地区代表者に町の意向を書面でお伝えし、その後、町広報紙などで、町民の皆様へ町民体育大会終了のお知らせもしていきたいと考えているところであります。

議員の皆様には、これまで町民体育大会の件につきまして、説明した内容が何度か空転するなど、大変、ご迷惑、ご心配をおかけいたしましたことにつきまして、改めてお詫び申し上げますとともに、町民体育大会の終了にご理解いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

以上、生涯学習課からの斑鳩町民体育大会の今後の方針につきましてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 報告の中で、おっしゃったことを繰り返すような形になるんですけど、2点だけもう1回確認したいんですけども、町が主体となってやるのではなく、実行委員会形式でやるということを町の方で提案されたときの、町民さんの反応ですね、をお聞かせいただけますか。

生涯学習課長 各地区からは、とてもそういった、住民で企画をして運営することはできないというご意見が大半でございました。

木澤委員 そうすると、誰1人っていうんですかね、じゃあ私やりますという人はいなかったということですね。

生涯学習課長 非常に大会の存続に熱心でありました地区につきましても、それは無理やというようなご意見でございました。

木澤委員 もう1点、最終的に町が出した結論に従いますというのは、集まっていた皆さんの総意だというふうに報告はいただいたんですけども、それもすべての方というふうに理解してよろしいのでしょうか。

生涯学習課長 当日集まっていただきました地区の総意の結論であるということがございます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 次に、(3)斑鳩町コミュニティバスに関する住民アンケート調査結果について、理事者の報告を求めます。 仲村総務課長。

総務課長 それでは、各課報告事項の3番目、斑鳩町コミュニティバスに関する住民アンケート調査結果についてご説明をさせていただきます。

恐れ入りますが、はじめに資料番号2 平成30年度斑鳩町コミュニティバスに関する住民アンケート調査結果という標題の資料をご覧くださいませでしょうか。

はじめに、1ページ目の中段の「2. アンケート調査概要」についてありますが、①調査時期につきましては、本年6月8日(金)から6月3

0日（土）までの間で、調査を実施いたしました。

次に、②調査方法につきましては、郵送による配布及び回収となっております。

次に、③調査対象につきましては、町内1,300世帯を無作為抽出し、アンケートには1枚につき、4人まで記入可能となっております。また、平成18年4月1日以前に生まれた方として、中学生以上の人を対象として実施いたしました。

次に、④回収数につきましては、523票となっております、回収率は40.2%となっております。

次に、⑤回答者数につきましては、1,003人で、1票あたり平均1.9人の方に回答をいただいております。

次に、⑥調査項目につきましては、「回答者の属性」、「利用状況」、また、コミュニティバスを利用すると回答された方に対しましては、「コミュニティバスに関する印象及び利用する理由」、利用しないと回答された方に対しましては、「利用しない理由」を、そして「公共交通サービスが利用しやすくなったら行きたいと思う場所等」となっております。

続きまして、2ページをご覧くださいませでしょうか。

「3. アンケート結果」についてであります。2ページ目から3ページにおきましては、「回答者の属性」に関する調査結果を記載しております。

続きまして、4ページをご覧くださいませでしょうか。

「斑鳩町コミュニティバスの利用状況について」の調査結果についてありますが、全体では、「利用したことがない」という回答が79.3%で最も多く、次いで「ほとんど利用しない」という回答が14.7%となっております。

また、70歳以上の人では、「利用したことがない」という回答が66.9%で最も多くなっておりますが、「ほぼ毎日」、「週に3～4回」、「週に1～2回」、「月に数回程度」と回答した人の割合は、70歳以上で10.6%であり、全体の割合の5.0%と比較して、5.6ポイント高いという結果となっております。

また、次の5ページ目となりますが、地域別の比較では、西部地域における利用頻度が、北部・東部地域と比較いたしまして、やや高くなってお

ります。

なお、地域区分の内容につきましては、本ページの下部に記載しておりますので、また、ご確認をいただければと思いますので、よろしく願いをいたします。

続きまして、6ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

「無料運行時のコミュニティバスとの利用頻度の比較」についてであります。無料運行時のコミュニティバスに乗ったことがあると回答された全体158人の回答では、「利用頻度が増えた」という回答が4.4%で、「変わらない」という回答が67.1%、「利用頻度が減った」という回答が28.5%となっております。

続きまして、7ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

この設問で「利用頻度が減った」と回答された全体45人のうち、コミュニティバスに代えて、目的地まで利用した交通手段等は、「目的地へ行く回数自体が減った」が37.7%、「自転車・徒歩」が17.8%、「路線バス」及び「家族等による送迎」が6.7%の順に多くなっております。

続きまして、8ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

さきほどの利用頻度に関する設問で、「ほぼ毎日」、「週に3～4回」、「週に1～2回」、「月に数回程度」と回答された人を対象として斑鳩町コミュニティバスに関する印象及び利用する理由の調査結果となっております。

全体では、⑦の「運賃が安い」という設問に対し、「そう思う」と回答された人の割合が、70.0%であるのに対し、②「乗りたい時間帯にバスがある」、③「バス便数に不都合がない」という設問に対し、「そう思わない」と回答された人の割合がそれぞれ、66.0%、60.0%と高くなっております。

続きまして、10ページをご覧くださいいただけますでしょうか。

利用頻度に関する設問で、「ほとんど利用しない」、「利用したことがない」と回答された人を対象として斑鳩町コミュニティバスを利用しない理由の調査結果となっております。

全体では、⑧の「他の移動手段がある」という設問に対し、「当てはまる」と回答された人の割合が、83.1%と他の理由よりも突出して多く

なっております。同様に「他の移動手段がある」という設問に対し、「当てはまる」と回答された人の割合は、70歳以上では、69.5%と全体よりも13.6ポイント、70歳以上でかつ運転しない人では、57.1%と26.0ポイント低い結果となっております。

また、⑦の「運賃が高い」という設問に対し、「当てはまる」と回答された人の割合は、全体では、7.4%に留まっております。

続きまして、11ページをご覧くださいませでしょうか。

斑鳩町が行う公共交通サービスが利用しやすくなったら行きたいと思う場所等についての設問に対する調査結果についてであります。全体では、「公共交通を利用して行きたいと思う場所がない」及び「無回答」という回答を除き、町外の鉄道駅が25.4%と最も多く、町内の鉄道駅が14.5%、次いで、町外の病院・福祉施設が13.2%となっております。

70歳以上では、「町外の病院・福祉施設」が19.7%と最も多く、次いで、町外の鉄道駅が16.7%、町役場・いかるがホールがともに13.1%となっております。

続きまして、12ページをご覧くださいませでしょうか。

この設問を、地域別で集計いたしましたところ、北部地域では、「町内の鉄道駅」という回答が35.0%と、全体と比較して20.5ポイント高く、また西部地域では「町外の鉄道駅」という回答が36.0%と、全体と比較して10.6ポイント高いという結果となっております。

なお、この町内・町外の病院・福祉施設などの具体的施設名につきましては、次の13ページに記載をしておりますので、また、ご確認をお願いできればと思いますので、よろしく願いいたします。

続きまして、14ページをご覧くださいませでしょうか。

さきほどの、公共交通サービスを利用して行きたいと思う場所につきましては、出発時間帯及び帰宅時間帯に関する設問の調査結果となりますが、全体では、出発時間帯につきましては、9時台が37.5%と最も多く、次いで、10時台が34.7%となっております。また、帰宅時間帯につきましては、12時台が22.5%と最も多く、次いで、16時台が16.4%となっております。

続きまして、同じくさきほどの、公共交通サービスを利用して行きたい

と思う場所につきましての、いくらまでなら支払ってもよいかという設問の調査結果となりますが、全体では、「100円程度」が61.7%と最も多く、次いで「200円程度」が17.7%となっております。

後ろの方には、このアンケートで使用いたしました設問の方等アンケート調査票をお付けしておりますので、またご確認をお願いできればと思います。

以上が、斑鳩町コミュニティバスに関する住民アンケート調査結果などの説明となりますが、今後、この調査結果に基づきまして、コミュニティバスを含めた本町にふさわしい持続可能な公共交通施策の方針を検討いたしまして、あらためて、議会の皆様方とご相談をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いを申し上げます。以上でございます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 このアンケートを参考にして今後の方針、またつくっていくということですが、今回このアンケート実施して結果が出た段階で、町として問題点がどういうところにあるのか、どういうふうに考えていらっしゃるのでしょうか。

総務課長 ただ今、このアンケートを実施させていただく中で、やはり利用者の伸び悩みというところがございます。今回、バスの方台数2台にして運行させていただいている中で、やはりバスの運行便数に不都合がないということの、そう思うということで答えられた方が少ないということもありますので、この2台にしてもまだ少ないというアンケート結果も伺えますので、どのような形でコミュニティバスを利用していったらいいのかということも含めて考えていく必要があると考えております、以上です。

木澤委員 当然、町全体としてどういうニーズがあるのかというのを把握するアンケートではあるんですし、見せていただいても利用したことがない、ほとんど乗らないという人が7割を超えているというところが、一番やっぱり

クローズアップしなきゃいけないところだなというふうには思うんです。ただですね、以前利用していたけども、今こういう風に減ってしまったという原因について、このアンケートじゃちょっとよくわからないのかなと思うんですけど、それは町の方ではどう考えてますか。

総務課長 当初、無料のときから有料にするとなったときに、利用者の方にアンケートを取らせていただきましたら、2割の方は利用しないということでお答えをいただいております。ですので、その状況から見るとその方が利用頻度が減ったということになっておるのかなということが考えられます。また、毎日利用されていた方が、有料になったということで、若干やはり施設に行かれる回数が減ったというような形も考えられるのかなということで分析をいたしております。

木澤委員 今後、改善策を検討していく中でですね、以前から言っているようにやっぱり有料化されて乗る人が減ったと、課長の方からもおっしゃいましたけども、その対策をせずして利用者を増やすということはなかなか難しいのかなと、今までまったく乗ったことがないというような人に、どんだけ乗っていただけるかっていう方策、また別箇で必要ですけども、やっぱりそこらへんも踏まえて今後また検討していただいて、改善の方針ですね、固まりましたらまた報告いただきたいと思います。お願いしておきます。

委員長 他に質疑、ご意見ございませんか。 平川委員。

平川委員 このアンケートを見せていただくと、11ページの公共交通サービスが利用しやすくなったら行きたいと思う場所というところで、町外の病院・福祉施設ですとか、町外の鉄道駅なんかが割と高いのかなと思うんですけど、今路線にないところを新たに延伸していくということで、例えば町外の駅を路線で結んでいくとなると、非常に利用はしやすくなると思うんですけども、民業との関係でちょっと調整とかが難しいところもあるのかなと思うんですけども、そのあたりの課題とかはクリアできるのか、交渉の余地があるのか、そのあたりはいかがなんでしょうか。

総務課長 今、平川委員おっしゃっていただきましたように、既存交通との兼ね合いというのは、次期公共交通会議の中でもやはり議論が必要となってまいりますので、今回このようなニーズがあるということ把握をさせていただきましたので、全体的な今後のこのコミュニティバスを含めた本町の公共交通施策という考え方の中で具体的な案を検討いたしまして、またご相談をさせていただければと考えておりますので、よろしくお願いをいたします。

委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、(4)和のあかりプロジェクトについて、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長 今年5月21日の総務常任委員会で、平成30年度の観光イベントについてご説明申し上げましたが、そのうち、聖徳太子1400年御遠忌事業「和のあかり」プロジェクトについてご報告申し上げます。

資料3をご覧くださいませでしょうか。

2021年2月22日に迎える聖徳太子1400年御遠忌を町内外へ周知するとともに、住民のみなさんに聖徳太子がお住まいになった斑鳩の地に住むことに、誇りと愛着を深めていただくため、聖徳太子1400年御遠忌に向けて「和のあかり」プロジェクトを進めているところでございます。

実施内容といたしましては、聖徳太子が唱えられた「和」の心を想いながら、聖徳太子を偲び、「太子の和の精神」にもとづいて、住民の一体感を醸成するために、法隆寺参道松並木の町道部分を中心にあかりを灯してまいりたいと考えております。

法隆寺参道をメインロードとして、ランタンを並べるほか、参道周辺には町内の保育所・幼稚園・小学校・中学校の児童生徒が作製したランタン

を飾り、また、町内各家庭においても玄関先であかりを灯すよう勧めてまいります。

実施日は、今年度は2月22日が金曜日、週末でございますので、2月22日と23日の二日間とし、2019年度、2020年度については、法隆寺主催の「太子道をたずねるつどい」と同日の11月22日と2月22日や、法隆寺お会式の開催される3月22日から24日を候補日に検討しております。

灯りの例といたしましては、参道にはリユールシロフォンという筒型の木琴をキャンドルホルダーとして、キャンドル型のLEDライトを設置したいと考えております。同時に、町内の保育所、幼稚園においては、保育時間中にプラスチックのカップに絵を描いてランタンを作製していただき、さらに、小学校においては夏休みの課題として、中学校においては夏休みの自由課題としてペットボトルランタン等を作製していただき、希望者の作品を参道周辺に飾り、また希望しない場合は各家庭の玄関先に飾るようご協力いただくことで各園・学校と協議を進めたところでございます。

なお、リユールシロフォンと、児童・生徒が作製するランタンには、いずれもLEDライトを使用いたします。

そのほか、来年度以降は住民のみなさんにもリユールシロフォンを作製していただき、拡大実施を図りたいと考えておりますので、今年の11月1日には、職員向けにリユールシロフォンの作り方講座を開催し、来年度以降は、住民団体等を対象に町職員によるリユールシロフォンの作り方講座を開催できるよう調整を進めているところでございます。

この事業の必要な経費につきましては、9月議会におきまして補正予算をお願いしてまいりたいと考えております。

以上で、聖徳太子1400年御遠忌記念事業「和のあかり」についてのご説明とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 すみません、予算の関係ですけれども、9月議会で補正予算とおっしゃ

いましたけども、これ当初予算ではどんな扱いになってましたっけ。国のお金がどうのこうのとか、そういうの絡んでないんですか。

まちづく  
り政策課  
長  
この事業につきましては、今年の3月頃から構想を練ってきたものでございまして、当初予算にはあげておらないものでございます。またこの事業につきましては、国庫補助事業などの該当するものがございませんので、町単独で行いたいと考えております。以上です。

木澤委員  
概算だいたいどれぐらいになるのかっていうのと、LEDライトを使用してってことですけども、使用してもらうのに参加者の負担とかは集めようと思っているのか、その辺もお聞かせください。

まちづく  
り政策課  
長  
今年度予算といたしまして、98万3千円の補正予算を9月議会でお願  
いしてまいりたいと考えております。

LEDライトなんですけれども、このライトにかかります経費につきましては、すべて今年度につきましては町の予算で購入し、児童生徒に配布という形で考えてまいりたいと考えております。後年度につきましては、また議会の皆様方とご相談させていただきながら検討してまいりたいと考えております。以上です。

委員長  
他に質疑、ご意見ございませんか。

( な し )

委員長  
ないようですので、次に、(5) (仮)斑鳩町創業支援センターの開所  
について、理事者の報告を求めます。 安藤まちづくり政策課長。

まちづく  
り政策課  
長  
創業支援センターの開所についてご報告させていただきます。  
創業支援センターにつきましては、平成29年12月の総務常任委員会  
で地方創生推進交付金を活用し、神南5丁目地内の社会福祉法人・萌が所  
有する施設において創業支援センターの整備を行い、平成30年秋のオー

パンをめざしてまいりたいとご報告しておりました。この施設におきまして、10月1日に開所させていただくことになりましたので、ご報告を申し上げます。

資料4をご覧ください。

名称及び場所でございます。名称は、斑鳩町創業支援センター、愛称は広報いかるが5月号やホームページで公募させていただき、6月25日に選考委員会を開催し、誰でも気軽に立ち寄れて、みんなが笑顔で羽ばたけるという意味が込められました「ふらっぴん」に決定させていただきました。

業務目的は、本町の商業活動を促進させるため、さまざまな立場の人の創業や就業の支援を図ることを目的とする。

業務内容は、(1) 創業・就業支援の推進に関する事、(2) テレワークスペースの利用提供に関する事、(3) コミュニティの場として、誰もが集える場の提供に関する事、(4) その他、センターの目的を達成するために必要な業務に関する事です。

開設日は、平成30年10月1日、月曜日です。

開館日は、毎週月曜日から金曜日で、休館日は、毎週土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までです。

開館時間は、午前10時から午後4時までとさせていただきます。

運営体制は、社会福祉法人・萌が運營業務委託を行い、常駐職員を1名配置いたします。機器利用料、パソコン・タブレット等は無料といたします。

その他、詳しい利用方法は、広報紙やホームページで住民周知を図ってまいりたいと考えております。

なお、開所前の9月25日(火曜日)午後2時から午後4時に、斑鳩町創業支援センター(ふらっぴん)の内覧会を開催させていただきたいと考えております。

議員の皆様方には、別途ご案内をさせていただきたいと考えておりますので、ぜひご来場くださいますようお願い申し上げます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
嶋田委員。

嶋田委員 これ、常駐職員1人というのは、これ新たに雇われるんですか、それとも  
今いらっしゃる職員の中からいかれるということなんですか。

まちづく  
り政策課  
長 こちらにつきましては、社会福祉法人萌さんの方に、運營業務委託を行  
ってまいります。その常駐職員1名さんが新規採用になるのか、それとも  
現在の職員さんになるのかというのは、萌さんの方に完全にお任せしてい  
る状態でございます。以上です。

嶋田委員 そしたらその職員に関しては行政は一切かかわらずということですか。

まちづく  
り政策課  
長 この運營業務自体をもう萌さんに委託いたしますので、そちらの運営は  
どのようにするかということは、もちろん行政と萌さんの方で協議はさせ  
ていただきますけれども、その職員さんについては萌さんに一切お任せす  
るということでございます。以上です。

委員長 他に質疑、ご意見ございますか。 平川委員。

平川委員 その運營業務の委託の費用なんですが、年間どの程度でしょうか。

まちづく  
り政策課  
長 現在、社会福祉法人萌と交渉している委託料は、施設使用料、人件費、  
光熱水費、事務費込みで1か月あたり21万7,553円でございます。  
今年度は半年でございますが、12か月で換算いたしますと、261万6  
36円となります。以上です。

委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 次に、（６）ブラジル・ヒベロンピーレス市からの姉妹市町村協定申入れにかかる対応について、理事者の報告を求めます。

安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課 ブラジル・ヒベロンピーレス市からの姉妹市町村協定申入れにかかる対応につきまして、ご報告申し上げます。

長 平成３０年６月１９日、ブラジルのヒベロンピーレス市が斑鳩町に姉妹市町村協定の申入れをされた旨の文書をブラジル大使館から受領いたしました。申入れに対する回答は、本年８月末までにブラジル大使館へ文書にて行う予定となっております。

この申入れの理由といたしましては、一つ目として、ヒベロンピーレス市は、ブラジルサンパウロ州内で最も日系人住民の多い地域であり、２０１８年は日本人のブラジル移住１１０周年にあたるということでございます。二つ目として、ヒベロンピーレス市は、サンパウロ州条例により１９９８年に「特別観光拠点市町村」に指定されており、２０１８年には、民間事業により、法隆寺の五重塔を模した等寸大の木造建築の複製レプリカ「彌勒塔（みろくとう）」が建立されました。ヒベロンピーレス市が、この塔を中心とした観光資源に、より高い付加価値を見出し、さらなる観光業の発展、経済的また文化的な発展をめざすため、斑鳩町と姉妹市町村協定の計画をされたものと聞いております。

この申入れに対する回答でございますけれども、本町の世界文化遺産である法隆寺の五重塔がきっかけとなり、観光・文化分野での発展につながる可能性はあると考えます。しかしながら、職員や住民の相互派遣の他、今後の交流事業における財政的かつ人的な負担が非常に大きく、また、今回の姉妹市町村協定については、行政主導となり、住民のみなさんの理解を得るのは難しいと判断いたしますので、今回の申入れにつきましては、ご辞退させていただく旨、ブラジル大使館に報告する予定でございます。

以上、ブラジル・ヒベロンピーレス市からの姉妹市町村協定申入れにかかる対応についてのご報告とさせていただきます。以上です。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。

木澤委員。

木澤委員 せっかく申し入れいただいて、お断りするということですが、確かにぱっと聞いたときに、負担が大きいのではないかなと思ったんですけど、裏面の参考③にですね、近隣の県下の市町村が海外の都市と友好協定等結ばれている状況を一覧で書いていただいていますけども、実際に交流されている話とか聞いておられたら、ちょっとわれわれもどう判断していいのかなと、われわれというか私もどう判断したらいいのか難しいんですけども、ちょっとその辺とか聞いておられたら教えていただけますか。

まちづく  
り政策課  
長 すべての市町村に聞いたわけではないんですけども、天理市さんがブラジルの方のバウルー市さんと姉妹都市を組まれているということですので、お聞きしましたところ、こちらにつきましてはブラジルの奈良名誉人である梅崎嘉明氏の歌をきざみ記念碑を建立したということで。すみません、ブラジル奈良県人会からブラジル産黒御影石の寄贈を受けた。

すみません、間違えておりました、最初から言い直させていただきたいと思います。天理市の方でございます。こちらのほうはですね、1969年にバウルー市長の代理の医師が、親書を天理市長に持参されて、大使館や外務省と協議の上、姉妹都市の提携をされたそうです。

天理教の信者さんにブラジル人が多くてサンパウロにも伝道庁があることから、バウルー市とはそれ以前からも交流があったと聞いております。現在は職員の相互派遣は行っておられません、書画の文化作品展を毎年1度開催しているとお聞きしております。以上です。

木澤委員 交流も若干ではありますけども、天理市さんあるということ。メリットとかなんかおっしゃってましたか。

まちづく  
り政策課  
長 特にその点については触れておられませんでした。

木澤委員 斑鳩町もですね、観光を中心としたまちであることから、そういう海外

の都市ともいろいろ提携を結んでいけるっていうのは望ましいことではあるんですけども、距離的にもかなりあるっていうのと、非常に交流なんかを行う際に費用なんかの負担もかかってくるんじゃないかなということも考えますのでね、今回辞退されるっていうことでしたら、それで理解したいというふうに思います。

委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 ないようですので、次に移らせていただきます。

次に、(7)通学路におけるブロック塀の調査結果について、理事者の報告を求めます。 安藤教育委員会総務課長。

教委総務課長 それでは、各課報告事項(7)通学路におけるブロック塀の調査結果について、ご報告をさせていただきます。

本年6月18日に発生した大阪北部を震源とする地震の発災によりまして、高槻市で通学途上にブロック塀が倒壊し女子児童が亡くなる事故などが起こりました。これを受けまして、7月9日から12日までの間、3小学校の通学路沿いの個人の宅地等に設置されているブロック塀、組積造りの塀等を、外観上の目視による調査を行いました。なお、あくまでも外観上の目視でございますので、鉄筋の有無等についての調査までは行っておりません。

その結果、ブロック塀等は約250箇所あり、そのうち現在の建築基準に適合しないと思われる物件、高さが2.2mを超える物件などがございますが、約30箇所となっております。

なお、個人が所有するブロック塀等は、原則として、その所有者におきまして管理を行っていただくものでございますので、まずは、その所有者において専門家に相談をいただくことが必要であると考えております。このことから、町では、去る7月中旬に、チェックポイント等を記載したチラシを各世帯に回覧し、注意喚起を促しております。

また、町教育委員会といたしましては、場合によれば通学路変更も検討する、また児童生徒には通学路の通行に対しての安全性の確保を目的として、ブロック塀等から離れて歩くこと、またブロック塀等以外にもですね、物が倒れてきたり、上から物が落ちてきたりすることがあるので、さまざまな学習活動におきまして、自分の安全は自分で守るという安全に対する意識を高める取組みを継続してまいります。

以上、通学路におけるブロック塀の調査結果についてのご報告とさせていただきます。

委員長 報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。  
木澤委員。

木澤委員 調べていただいて、目視ですけども、不適合だと思われる箇所が30箇所あるということで、ビラなどで啓発をしていただいたということですけど、直接声はかけていただいてないんですか。

教委総務 直接声掛けというのは行っておりません。  
課長

木澤委員 これ担当がどっちになるかわかりませんが、法に適合しているのかしてないのかっていうことでいうと、きちっと確認を行って、不適合というか、法に合っていないやつたら、改善してもらおう旨を町の方から所有者の方にお伝えして、改善していただくように進めるべきかなというふうに思うんですけど、そこはどう考えてはるんですか。

教委総務 先ほど申し上げましたように、まず所有者が管理すべきものであるというふうに考えております。町の方からですね、個々に指導していくというのは、非常に難しいと考えております。例えば郡山土木事務所であるとかですね、いわゆる関係部署等とですね、相談をしながら、今にも崩れそうになっているとかですね、そういったところについては個別に検討していく必要があるのかなというふうに考えております。

木澤委員 ちょっと姿勢としては消極的ではないのかなというふうに思うんです。やっぱりああいう事件が起こって、全国的に非常に保護者の方からも注目が集まっている中で、直接町が出て指導に行くのは難しいということであれば、郡山土木と協力、連携をしてそういう指導っていうのかな、法に適していないものであれば、当然管理責任があるところが指導するべきだというふうには思いますんで、連携してやっていただきたいなと思うんですけど、やっぱり保護者の方からあの事件以降ですね、町にどれぐらいのそういうブロック塀があって、崩れる心配がないのかっていうのと、町がその辺のところを把握しているのかどうかっていうところをよく問われるんです。ですんで、やっぱり積極的にですね、確認を行っていただくっていう点では、町内には不適合なブロック塀はないですよというところまでですね、確認を進めていただきたい、それはまあ改善するしないは所有者の方の選択っていうのはありますんで、それは町の方からしなさいとか命令できませんけども、その点について、そういう形でやっぱり確認をしていただくというのは必要じゃないかなとおもうんですけども、それはいかがですかね。

教委総務課長 またどういう形で確認をしていけるのかということ、また関係部署と調整、検討してまいりたいというふうに考えております。

木澤委員 直接的にというか、建築法上で言うと都市整備課とか建設農林課とか、この委員会でないところになるかなと思いますんで、また連携して進めていただきたいというのと、あと先日ですね、建設水道常任委員会の中で、他の委員からブロック塀改善の際の補助金云々について、町の方に質疑されてましたけども、町の方で検討していきますという答弁でしたけども、これはもう前向きに設置する方向で検討していくということなんでしょうか。

委員長 加藤総務部長。

総務部長 建設水道常任委員会でご説明をさせていただいたとおり、時期的にはま

だ具体的なあれは言えませんが、基本的にはそういった取り壊しの関係につきまして、補助制度の創設については現在詳細についても検討させていただいておりますので、また改めて方向性決まりましたら、ご報告させていただきたいと思えます。

委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。 宮崎委員。

宮崎委員 今ちょっと聞いてたんですけど、ブロック塀、ブロック塀って言うておられるんですけど、私ら専門家の方に入らるんですけど、ブロックがいつ積んだかというのがあから、その時の基準によって現在とまた変わっていると思うんで、あとブロック塀じゃなくて、大谷石とか、劣化の激しいもの、そういう積んでいるのもあるし、昔やったら野積みで言うてセメントもなんもいらず積んでいるところもあるんで、その辺まで確認するのかどうかというのは、大変だと思うんですけども、まあこれからそういうブロック塀とか確認されるんやったら、要望ですけど、できるだけ目視でも結構ですよってん、そういう危険な箇所、通学路にあるんやったら斑鳩町全体でも結構ですから、その辺の確認の方よろしくお願ひしたいと思えますんで、よろしくお願ひします。

委員長 他に質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長 他に、理事者側から報告しておくことはございせんか。  
安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課 まちづくり政策課から2点報告がございます。

長 1点目です。いかるがホール空調設備更新工事の工事内容の変更につきましては、6月13日の総務常任委員会でご報告させていただいたところ  
でございせんが、8月20日に当該工事の入札を行い、鳳工業株式会社 奈良営業所 所長 植田篤史、契約金額につきましては、2,894万4,

000円となっており、8月21日に仮契約を行ったところでございます。

当該工事請負契約につきましては、予定価格が5,000万円を超えることから、地方自治法第96条第1項第5号の規定により、9月の定例議会におきまして議決をお願いすることとしておりますが、仮契約を行う中で工事スケジュールの確認を行っております。この結果、いかるがホールの大ホール・小ホールにつきましては、閉館予告を行ってございました平成30年10月1日から平成31年3月31日までの期間におきまして、貸館可能な日程が、もし出てまいりましたら、多くのご要望者のご要望にお応えするため貸館可能な日程については、貸館予約を受け付けてまいりたいと考えております。具体的な開館の日程につきましては、詳細を詰める中で決定し、すみやかに住民周知を図ってまいりたいと考えております。

次に2点目でございます。斑鳩町観光会館の使用中止につきましてご報告させていただきます。

斑鳩町観光会館の維持管理を行ってまいりましたが、本年6月18日に発生しました大阪府北部を震源とする地震によりまして、外部支柱の一部破損など、当該地震の影響を受けたところでございます。

このことから、利用者の安全を考慮し、当分の期間におきまして、斑鳩町観光会館の使用を中止とさせていただいておりますことをご報告させていただきます。なお、今後、補修して継続使用するか、観光会館を取り壊すかにつきましては、今年度中に方向性を決定してまいりたいと考えております。以上です。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務 教育員会事務局総務課から2点ご報告がございます。

課長 まず、町立幼稚園、小中学校における熱中症への対応について、ご報告をさせていただきます。

今年は、7月上旬から連日35℃を超える非常に暑い日が続きました。このため、幼稚園・小学校におきまして夏休み中にプール指導を予定しておりましたが、子どもたちの登校から、プールでの活動、帰宅するまでの健康管理を考慮して、本年度は中止としたところでございます。

次に、小学校・中学校の第2学期始めの短縮授業の延長等についてであります。9月になりましても、まだまだ残暑が厳しいことが見込まれます。また、文部科学省においては夏場の児童生徒の健康確保に向けた柔軟な対応を行うよう通知がなされているところでございます。

このため、小学校は9月3日（月）が始業式、4日（火）短縮授業、5日（水）から通常授業を、また中学校では3日の始業式の翌日4日から通常授業を行う予定をしておりましたが、小学校・中学校共に短縮授業を7日（金）まで延長することとしております。また、あわせて1時限につきましても5分短縮して授業を行い、できる限り早く下校できるように進めてまいります。なお、給食は予定どおり実施しますので、子どもたちは給食を食べてから下校するということとなります。なお、この短縮に伴う授業日数の補てんにつきましては、学校行事等を調整して確保するということといたしております。

続きまして、運動会についてであります。本年度は、町立幼稚園が9月22日（土）、小学校が9月29日（土）、そして中学校は10月4日（木）の開催を予定しております。小学校の運動会におきまして、児童の観覧席にテントを設置することとしております。その他に霧状に水を散布するミストの利用も考えております。なお、幼稚園につきましては、既にテントの設置や軒の下を利用するなどしているところです。また、中学校につきましては、体調管理もできる年齢でありますことから、十分に健康管理を行いながら実施してまいりたいと考えております。

また、来年度につきましては、町立幼稚園・小学校の運動会の開催時期の見直しを考えております。学校行事等の調整を行い、10月下旬での開催を検討しているところでございます。

続きまして、冒頭、町長が申し上げました小学校・中学校へのエアコン設置についてでございます。政府におきましては、来年の夏までにエアコンを設置するため、補正予算案を秋の臨時国会に提出するとの方針が出され、また奈良県におきましても、財政支援の表明をされているところでございます。

このことから、本町におきましても、同様に来年の夏までに小学校、中学校にエアコンを設置していくことにつきまして、本年度内に予算補正並

びに契約の締結についての町議会の議決をいただく必要がございます。今後、国・県の動向に注視しながら、エアコン整備に係る計画を取りまとめ、総務常任委員会の委員の皆様にご相談申し上げてまいりたいというふうに考えております。

以上、町立幼稚園、小学校、中学校における熱中症への対応についてのご報告とさせていただきます。

もう1点でございます。2点目でございます。

町立幼稚園、小学校、中学校の運動会・体育大会の日程についてのご報告でございます。

先ほども申し上げましたが、本年度、町立幼稚園の運動会を9月22日の土曜日、小学校は9月29日の土曜日、そして中学校の体育大会は10月4日、木曜日の開催を予定しております。

なお、この幼稚園の運動会でございますが、これまで日曜日に開催しておりましたが、本年度、土曜日の開催としております。このことにつきましては、これまでも保護者から、小学校と同じように土曜日に開催はできないのかという意見がございました。これは、仮に日曜日が雨天の場合、翌日の月曜日に順延となり見学に行くことが難しくなるという理由からでございます。また、他の土曜日は小学校の運動会や祭りなど地域行事等もございまして、保育園と同じ日ではございますが、9月22日の土曜日の開催としたところでございます。

以上、町立幼稚園、小学校、中学校の運動会・体育大会の日程についてのご報告とさせていただきます。

委員長 他にございませんか。

( な し )

委員長 ないようですので、報告が終わりましたので、質疑、ご意見があれば、お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員 エアコンの設置なんですけども、今年度ですね、非常に最高気温更新す

るとか暑い日が続いて早急にエアコン設置するというのは、当然必要なことかなと思いますので進めていただきたいと思うんですけど、実際に国や県の方からどれくらいの財政的なものがあるのかというものあるんですけども、工事自体というのは来年の夏までに小・中学校全部いけるんですか。

教委総務課長　やはり、一定の期間が必要というふうには考えております。来年の夏に使えるようにとしますと、春休みぐらいからかからなければならぬだろうというふうには考えております。

木澤委員　そしたら、それぐらいにかかればいけるということですね。それと、普通教室につけていただくと思うんですけど、体育館についてはどう考えてはるんですか。

教委総務課長　体育館につきましてもエアコンを設置していこうということで考えておりますけれども、現状、まずは普通教室を優先的に設置していく必要があるのかなというふうに考えております。当然国、県の補助の動向も見る中でですね、そうした所までカバーされるものであればですね、並行して進めていきたいなというふうには考えております。

委員長　他に質疑ご意見があれば。　宮崎委員。

宮崎委員　ちょっと聞きたい、いかるがホールの空調設備の入札なんですけど、今聞いてたら45ぐらいかな、落札率。これが落札した後、仮契約されたということなんですけど、調査とかその辺はあったんですか。ほんまにこれ、45%でできるんですか。その辺ちょっと聞かせていただきたいです。

委員長　福居財政課長。

財政課長　本入札の落札率なんですけれども、宮崎委員さんおっしゃられましたように、45%程度となっております、かなり低い落札率となったんですが、次点の応札は3,060万円でございまして、極端に低い金額ではご

ざいせんので、適正な競争入札が行われた結果と考えておりました、工事内容履行については基本的には問題がないものというふうに考えております。ただ、よくある粗悪な製品の納品ですとか、下請け業者への過度な負担の要求という可能性というのは否定できないこともございますので、工事着手前に請負業者から提出される施工計画ですとか、製品等使用申請については慎重に確認したいというように考えております。調査につきましては、今現在低入札調査制度を廃止しまして、現在は最低制限価格制度というものをいれておりました、この工事につきましてはこの適用外となっているんですけれども、調査については現在行っていないところでございます。以上でございます。

宮崎委員　　できるのであれば、そこの金額でしていただけたらいいんですけど、あとは製品とかその辺、さっき課長が言ったようにちゃんと見ていただいて、あとは安全面、十分、ホールの中でやるんで第三者災害とか起きないように、できるだけ安全面が第一なのでよろしくお願ひしたいと思ひます。

委員長　　木澤委員。

木澤委員　　今の質問に関連してなんですけれども、低入札調査制度を変えて、最低落札制限価格、そっちをつくるというふうにして、もう、それ運用されている中でこれが適用外っていうことなんですか。

委員長　　福居財政課長。

財政課長　　最低制限価格制度につきましては、現在運用しておりますが、この工事につきましては、この工事の直接工事費の内訳いいますと、製品代が大部分を占めておりました、物品入札に近い入札となっております。物品入札につきましては、これまでも低入札価格制度ですとか、最低制限価格制度導入していないところでございまして、この物品入札に準じる扱いとさせていただきます。以上でございます。

木澤委員　そしたら入札かける段階で最低価格は設置せずに、行ったという理解でいいんですか。

財政課長　そのとおりでございます。また、補足させていただきますと、本工事内容につきましては、詳細設計を行わず、簡易設計と現地説明会対応をしておりまして、工事参加者による提案施工によって経費節減が期待できる側面も含まれておりましたことから、最低制限価格をこの工事につきましては、ちょっと見送りさせていただいたところでございます。以上でございます。

木澤委員　物品の購入という形で入札にするのか、それとも工事の入札にするのかって判断というのはどういうところでされてて、その基準っていうんですかね、というのはどういう基準になっているんですか。

財政課長　基準につきましては、設計内容で判断しているところでございます。  
物品入札といいますのは、設置等ございますけれども、それほど工事的な内容が含まれていないものですね、単なる設置と、例えば配線接続ですとか、そういうふうなものになるというふうに理解して区分しているところでございます。以上です。

委員長　他に質疑、ご意見があればお受けいたします。　平川委員。

平川委員　いかるがホールの空調設備工事ですけれども、貸館可能な時は貸館できるようにということなんですが、成人式はどうなんでしょうか。

委員長　安藤まちづくり政策課長。

まちづくり政策課長　大変申し訳ございませんが、ただ今業者と工事スケジュールを詰めているところでございまして、どの日程に貸館可能になってくるかということが、まだ詰めきれれておりませんので、そちらについては未定でございます。

以上です。

平川委員 今のところ、いかるがホールが使えなかった場合はどうするかっていう、ある程度の考えはあるんですか。

委員長 栗本生涯学習課長。

生涯学習課長 現在、31年の成人式につきしては、中央公民館の大ホールで開催する計画で進めているところであります。

平川委員 とすると、貸館はその時に使えるのであれば、いかるがホールを使うということも可能性としてはあるということですか。

生涯学習課長 新成人に案内状を差し上げますので、その時期までに使えるようであれば、できましたらいかるがホールの方が駐車場も広くなっておりますので、できたらそうしたいと考えております。

平川委員 わかりました。あとエアコンですけれども、今年度に工事の方法とかある程度検討進めるということだったかと思うんですけれども、そのあたりは見通しというのはできているのかってということと、概算どのぐらいの費用がかかるのかってところまで詰められているんでしょうか。

委員長 安藤教委総務課長。

教委総務課長 本年度、エアコンの調査をですね、実施いたしております。今現在夏休み期間等を利用いたしましてですね、動力源、都市ガスまたは電気設置工事費、ランニングコスト等について調査しておりますので、費用につきましてはまだ現状まだ出ていないというようなところでございます。

以上でございます。

平川委員 春休みに工事にかかるということになれば、だいたいスケジュール的に

いつ頃にどういうことをやっていってっていう見通しか何か。

教委総務  
課長

一定の整備方針につきましては、秋頃にお示しをさせていただけたらな  
というふうに考えております。時期的なことを考えますと、先ほど申し上げ  
ました予算補正につきましては、できれば12月町議会定例会にお願い  
したいなということ。また、契約にかかる議決もいただく必要がございます  
ので、それ以降の時期に臨時議会等をまたお願いするというのも必要  
になるのかなというふうには考えておりますが、今後そうしたことにつき  
ましては、方向性を取りまとめましてですね、また総務委員会の方でご  
相談申しあげたいなというふうに考えております。

委員長

他に質疑、ご意見があればお受けいたします。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、各課報告事項については終わります。  
続きまして、3. その他について、各委員から質疑、ご意見があれば、  
お受けいたします。 木澤委員。

木澤委員

町民プールなんですけども、今年非常に猛暑の中で、開会していただき  
まして、利用者の方から非常にコンクリートの部分ですかね、一部滑り台  
のあるプールとかの部分には、なんていうんですかね、プラスチックかな  
にかわりませんけども、直接コンクリートの部分に当たらないように、  
敷物っていうんですかね、をつけていただいているところもあるんですけ  
ど、そのないところが非常に熱いということで、その対策を求めておら  
れる声があったんですけども、それについては町はどのように考えておら  
れるんでしょうか。

委員長

栗本生涯学習課長。

生涯学習

町民プールにつきましては、基本的にビーチサンダル等の履物をはいて

課長

のプールサイドへの入場は引率者も含めて禁止というふうにさせていただいております。その理由といたしましては、すべての方が入場までの外履き用の履物と、プールサイド用の履物を別にしていただきましたら、そういったこともないんですけれども、現状では外からそのまま履いてきた履物であるのか、履き替えられたものであるのか、というチェックができないので、雑菌等の付着によるプールサイドの衛生面、あと水質悪化を防ぐために、そういった対策を講じさせていただいております。今年は特に酷暑であったこともありまして、先ほどご指摘もありましたように、プールサイドのコンクリート部分が非常に温度が上昇したということで、直接町の方にも引率者から改善を求める声もいただいたところでもあります。そういったことから、常に、今年度につきましては、常にプールサイドに散水することでコンクリートの温度の上昇を防ぐ対策を講じてきたところですが、次年度以降につきましては、人工芝の設置であるとか、プラスチック製のすのこ、一部で敷いてありますので、それを拡大するなどの対策を検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

委員長

他にございませんか。

( な し )

委員長

ないようですので、これをもって、その他については終わります。  
以上をもちまして、本日の審査案件については全て終了いたしました。  
なお、本日の委員会報告のまとめについては、正副委員長にご一任いただきたいと思いますが、ご異議ございませんか。

( 異議なし )

委員長

異議なしと認めます。  
それでは、閉会にあたり、町長の挨拶をお受けいたします。 中西町長。

( 町長挨拶 )

委員長

これをもって、総務常任委員会を閉会いたします。  
ご苦労さまでした。

(午前11時00分 閉会)